

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画令和 8 年 4 月改定について

保健総務課

1 趣 旨

- (1) 本計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条の規定により策定するもの。
- (2) これまでの感染症危機対応で把握した課題を踏まえ、幅広い感染症危機に対する平時の備えと有事の必要な対策を確実に実施し、感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した社会を目指すため、国や県の同計画に準じて改定する必要があるもの。
- (3) 計画案に対するパブリックコメントの実施結果及び群馬県等関係機関への意見聴取を踏まえて、令和 8 年 4 月改定版の確定を報告する。

2 前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画令和 8 年 4 月改定版

- (1) 本 編 資料 6 - 2 のとおり
- (2) 概要版 資料 6 - 3 のとおり

3 パブリックコメント実施結果概要

- (1) 実施期間 令和 7 年 1 2 月 1 日～ 2 6 日
- (2) 意見提出 提出件数 2 件（提出人数 2 人）
- (3) 結果公表 令和 8 年 4 月 7 日以降、本市ホームページ他、下記の場所で閲覧
市庁舎 2 階情報公開コーナー、保健所 2 階保健総務課、各支所・市民サービスセンター
- (4) 提出された意見と市の考え方 資料 6 - 4 のとおり

4 スケジュール

- (1) 4 月 7 日 庁議への報告
- (2) 4 月 2 1 日 教育福祉常任委員会・群馬県への報告